

## 計画策定の背景

くらしの不安定さや急速に進む少子高齢化、高齢者の生活不安や介護の問題、障害のある人の自立や社会参加の難しさ、子育て不安など、ひとりで解決できない困難な問題が、誰にとっても起こりうる問題となってきました。

一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、若年単身世帯といった小規模世帯が増えており、家族による扶養機能が弱まっています。また、近隣との付き合いを負担に感じ敬遠する人など、市民意識にも変化が見られます。

お互いのつながりが希薄になり、地域の助け合いの力や機能が弱まっています。こうしたもとで、孤立しがちな人が増え、児童虐待や高齢者虐待、ひきこもりやひとり暮らし高齢者の孤独死など、把握や発見の困難な問題が表面化してきています。

今後さらに進行する少子高齢化の状況や5年後、10年後の地域社会の変化を予測しながら、問題の軽減・解決に向けた総合的な対応が必要となっています。

## 地域福祉とは

### ■地域に着目■

くらしの場である「地域」をくらしの問題を解決する場としてとらえ、「地域」を基盤として、一人ひとりの生活を総合的に支える仕組みをつくろうとする営み

### ■住民参加■

住民の主体的な参加・参画と住民自治を基盤に、その取り組みで明らかになったくらしの問題を「公」「民」の役割の発揮と協働で解決・改善していこうとするもの

### ■公・民協働■

くらしのエリアである「地域」に根ざした、「公」（行政）と「民」が協働した、地域福祉施策や地域福祉活動の総合的・計画的な展開、まちづくりの取り組み

## 地域福祉計画における重要な視点

視点1 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む

視点2 誰もが自立して共に暮らしていける社会をめざす  
…人権尊重、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン

視点3 「公」と「民」の役割を明確にして協働して取り組む

視点4 くらしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

## 計画の性格と位置づけ

社会福祉法第107条に新たに規定された市の計画で、「地域福祉の推進」（同法第4条）を目的として策定する計画です。

吹田市総合計画に示す将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」の実現に向けて、福祉の観点から具現化し、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示しています。

吹田市総合計画を上位計画とし、各個別計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理しています。さらに吹田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と互いに連携して進める関係にあります。本計画の施策展開にあたっては、個別計画との整合性を図り、関係部署との協力・連携を図りながら具体化していきます。

## 計画の期間

平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5か年

## 地域福祉計画の推進に向けて

### ●みんなの英知で進める計画です

「市民誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくり」を実現していくためには、市民、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を發揮して、協働によって生み出される力を生かし、英知を集めて取り組んでいく必要があります。

### ●行政は社会福祉協議会と連携して進めていきます

行政には、総合的・体系的な生活保障だけではなく、地域福祉活動が進む条件を整備し、社会福祉協議会と連携して、協働の広がりをしっかりと支える役割が求められます。

### ●市民参画と公・民協働が必要で

計画の基本目標の実現のためには、以下の3つが必要です。

- ★市民参画、協働の仕組みをさらに整えること
- ★市民と共にまちづくりに取り組む行政組織や職場づくりを進めること
- ★総合的・体系的な生活保障と地域に視点を置いたきめ細かな施策の展開

### 計画進行のための具体的施策

- ①住民参加による地域福祉計画の進行管理
- ②行政の推進体制等
  - \*地域福祉を推進する部署の充実
  - \*市の関係部署間の連携・協力
  - \*行政職員の意識向上と地域との連携
- ③関係機関・団体等との連携

多くの市民の皆さんの参加・参画を得て  
つくった計画です

- 地域福祉計画策定委員会への市民公募委員の参加
- 市民アンケート「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の実施
- 地域検討会（地区の福祉を語るつどい）の開催
- 地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等へのヒアリング
- パブリックコメントの実施

計画の推進にも皆さんのご協力をお願いします

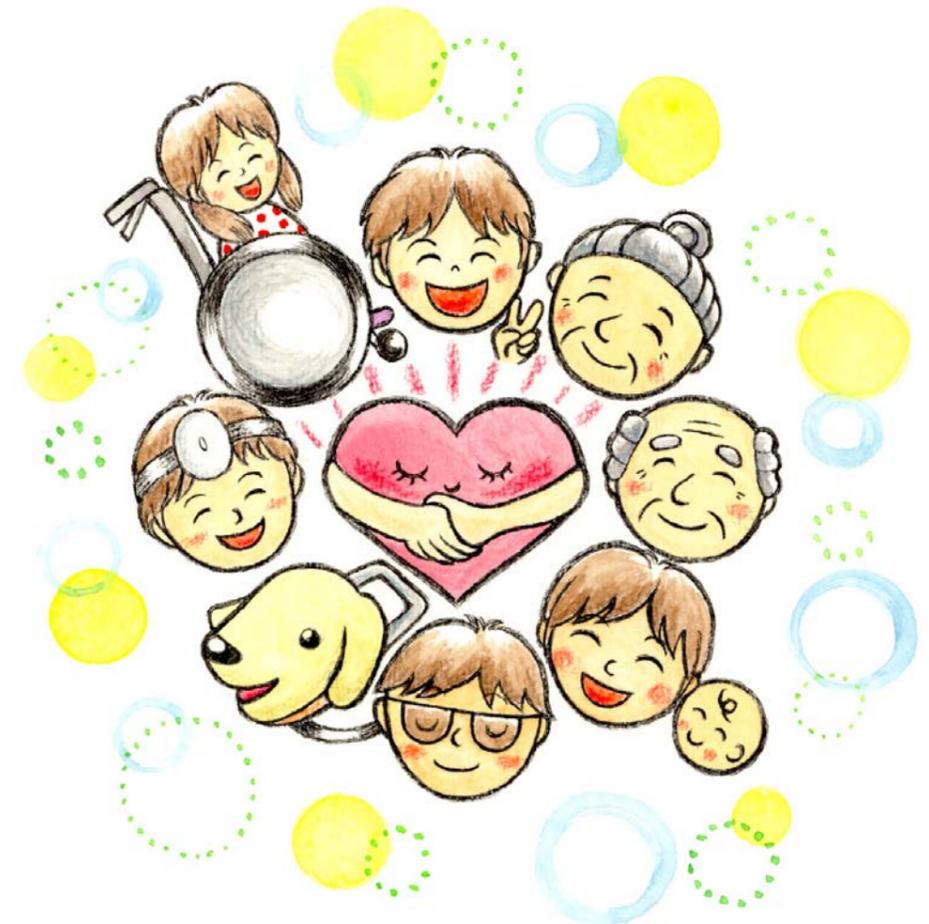


●発行 吹田市

●編集 福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課  
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3-40  
Tel 06-6384-1815（直通）

●イラスト 田中 美由紀

# 吹田市地域福祉計画



平成18年（2006年）5月

吹田市

この冊子は6,000部作成し、1部あたりの単価は18円です。



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び大豆インキを使用しています

1

### 地域福祉活動推進の条件整備

- ①社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
  - 1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
- ②ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能充実
  - 2) ボランティアコーディネーターの配置
  - 3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり
- ③交流の場・活動拠点の整備
  - 4) 広域コミュニティ施設の整備
  - 5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備
  - 6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援
  - 7) 既存施設の福祉的活用の促進
- ④地域福祉活動を進めるための財政支援
  - 8) 地域福祉活動の財政支援策の充実

2

### 地域福祉活動への参加の促進

- 9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援
- 10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発
- 11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進
- 12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援
- 13) 大学との連携による地域福祉活動の促進
- 14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援
- 15) 地域福祉活動のための情報発信
- 16) 人権意識・福祉意識の向上

3

### 地域で活動する諸団体の活動への支援

- 17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援
- 18) 民生委員・児童委員活動への支援
- 19) 自治会を中心とした地域活動への支援
- 20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援
- 21) 当事者組織の活動への支援
- 22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援
- 23) 地域福祉活動団体間の交流への支援

目標



## 吹田市地域福祉計画



# いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり



#### 具体的な目標

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

#### 地域福祉推進の基本方針

##### 公・民協働

- 地域福祉活動の条件整備（公）
- 地域福祉活動の推進（民）
- 総合的・体系的な生活保障（公）



4

### サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

- ①情報提供の充実
  - 24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- ②身近な総合相談・支援体制の充実
  - 25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実
- ③福祉サービスの利用支援と権利擁護
  - 26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実
  - 27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
  - 28) 福祉サービスの質の確保
- ④総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて
  - 29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

5

### 保健・医療、社会福祉制度の充実

- ①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
  - 30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進
  - 31) 地域医療体制の整備
- ②子ども・子育てを支援する基盤の充実
  - 32) 地域における子育て支援の充実
  - 33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進
  - 34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
  - 35) 働くこと・育てることの両立への支援
- ③障害のある人と共に生きる社会の実現
  - 36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進
  - 37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実
- ④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実
  - 38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備
  - 39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
- ⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援
  - 40) 新しい課題を抱える人たちへの支援
  - 41) セーフティネットの構築
- ⑥安心してサービスを利用するための経済的支援施策の充実
  - 42) サービス利用のための低所得者対策の充実

6

### 関連施策の充実

- ①働く場所と働きやすい環境づくり
  - 43) くらしの基盤である雇用・就労の支援
  - 44) 休日・休暇の拡充の促進
- ②安心・安全な住まいの整備
  - 45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保
  - 46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造助成
- ③安全でバリアのない交通環境・まちづくり
  - 47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり
  - 48) 移手段の充実
- ④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興
  - 49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進
  - 50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携
  - 51) 生涯スポーツの振興
- ⑤地域に密着した商業振興
  - 52) 地域に密着した商業振興
- ⑥みんなの居場所づくり
  - 53) 「まちの縁側」づくりへの支援
  - 54) 子どもの遊び場所・居場所の充実
- ⑦安心・安全なまちづくり
  - 55) 安全対策（防災・防犯）の充実